

公益財団法人 公益法人協会 第 66 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2021(令和3年)年 12月13日(月) 15時～17時
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(会場出席) 片山正夫、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、長沼良行、渡邊 肇
(オンライン出席) 太田達男、岸本幸子、清水肇子、高宮洋一、田中 皓、蓑 康久、山岡義典
(欠 席) 浦上節子、橋本大二郎、早瀬 昇
注) 岸本理事は 15時8分、第1号議案の説明前に、また、渡邊理事は 16時、報告事項4説明時にそれぞれ着席した。
(監事出席) 谷村 啓、平川純子(以上、会場出席)
注) 平川監事は、15時12分、第1号議案説明時に着席した。
(監事欠席) 中田ちず子
(評議員傍聴) 秋山孝二、尾崎勝吉、紙野憲三、木戸 寛、木村裕士、永沢裕美子
(以上、会場) 上保紀夫、大貫正男、亀岡晃浩、樺山紘一、川嶋 真、谷井 浩、西田浩子、山本晃宏(以上、オンライン)
(顧問傍聴) 石村耕治、岡本仁宏(以上、オンライン)
注) 本理事会には傍聴を希望する評議員 14名及び顧問 2名が同席又は視聴した。
- 5 議 題
決議事項
第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
報告事項
 - ① 2021年度上期財務及び会員の状況
 - ② 学校法人ガバナンス改革の動向
 - ③ 「公益法人のためのESG投資研究会」設置と講演会、新春特別講演会
 - ④ 東アジア市民社会フォーラム
 - ⑤ 改正・公益通報者保護法
 - ⑥ Webセミナーの進捗と収益
 - ⑦ 「マスコミ懇談会2021」の開催
 - ⑧ 令和4年度税制改正等に関する要望

- ⑨ 内閣府「公益法人の会計に関する研究会」の動向
- ⑩ 創立 50 周年記念事業の進捗と資金調達
- ⑪ 監事会報告
- ⑫ その他職務執行状況等

6 議事の経過及びその結果 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、理事総数 15 名中 10 名がすでに着席又はオンライン入室し、未到着が 3 名であること、したがって開催要件の定足数たる過半数 8 名以上の出席を充足していることを確認、監事は出席予定の 2 名のうち 1 名がすでに着席し、もう 1 名も会場出席予定との説明があった。その後同理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員 6 名の同席傍聴、評議員 8 名及び顧問 2 名のオンラインによる傍聴が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第 52 条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第 1 号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 2022(令和 4)年 3 月 10 日(木) 10 時開始

場所： 仏教伝道センタービル

目的である事項等： 2022 年度事業計画書及び収支予算書等の承認
審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

① 2021 年度上期財務及び会員の状況(長沼理事)

報告によると、2021 年 4～11 月の入退会は入会 24、退会が 15 の純増 9、総会員数は 1,415 件で、ここ 3 年間と比較すると退会数は減少している。入会をみると公益法人の入会が伸び悩む一方で、一般法人入会が増加している。入会動機は、相談室・相談会の利用、セミナーの受講が最も多い。退会数は前述のとおり抑えられたが、その内訳をみると会員歴 10～28 年の法人が退会している。退会理由としてはコロナ禍の影響から「財務上」とするところが多く、一般法人では、定期提出書類作成に関するものなど会員サービス等の利用機会減少を挙げるところも目立った。

財務状況については、4～9 月の年度上期実績は経常収益が約 1 億 1,700 万円、経常費用は 9,300 万円、予算比で収益が 52.8%、費用は 41.7%で、増減額では 2,400 万円と前年同期比で 450 万円のプラスであった。収益面では、改訂版の発行が遅れている出版事業が予算比 32%のほか、セミナー事業が同 40%、相談事業は同 4.2%と低

調であるが、セミナー事業はオンデマンド方式の導入効果もあり、前年比では回復傾向にある。もともと上期に年会費の7割、共同サイトの9割の入金があり、下期は収益が下がる傾向にあり、そのプラスマイナスは上期収益と下期費用で相殺される特徴がある。現時点での下期の見通しは、収益8,700万円、費用1億1,100万円、よってマイナス2,400万円の見込みである。下期費用増の理由としては賞与・賞与引当金の発生、セミナーの実開催増加に伴う旅費交通費や諸謝金、会場費の発生が挙げられる。また今年度は、Webサイトのホスティングにて利用しているプロバイダ会社の基盤システム・バージョンアップに伴う新サーバへの移行のため、協会ホームページ改修の必要が発生し、コンピュータシステム関係費として予算外の484万円が発生する予定である。年度通算では収益2億517万円、費用2億518万円とそれぞれ予算比で1,700万～1,800万円程度下回るが、収支はほぼトントンの見通しである。収益では出版事業やセミナー事業の予算達成度が下回っているが、予算計上外の内閣府相談会受託収益の見込み額が貢献している。また、費用面では上期セミナーの実開催数減少と米国調査の実施延期により、旅費交通費や諸謝金、新刊書籍未刊行による印刷製本費が減少した。依然としてコロナの収束が見通せない状況であるが、いわゆる縮小均衡となり、増減額では予算比、前年度比ともにプラス160万円ほどになる、とのことであった。

本件に関して、次の質疑応答があった。

(菫理事) セミナー事業において、対比資料としてコロナ禍前の2020年3月期の数字を示して欲しい。また、コンピュータシステム関係費については、設備投資となるのではないか。

(長沼理事) コロナ前の2019年度のセミナー事業収益は7,700万円程度あったので、比較すると1,3000万円程度減少している。また、本件のコンピュータ費用とはホームページプログラム修正のための一時費用であり、設備投資には当たらない。

② 学校法人ガバナンス改革の動向(鈴木副理事長)

本理事会は評議員・顧問の傍聴があることを踏まえ、昨年12月からの「公益法人のガバナンス有識者会議」報告書、「学校法人ガバナンス有識者会議」報告書から本年7月よりの学校法人ガバナンス改革会議まで、政府による一連の動きについて説明があった。報告では、学校法人ガバナンス改革会議では、学校法人のガバナンスを公益法人や社会福祉法人並みにし、公益法人のガバナンス有識者会議における独立理事、独立監事、独立評議員の設置や評議員の代表訴訟や会計監査人の増加等を含んで、一般法人法と相似形のものとする、現在立法化は止まっている公益法人のガバナンス改革への影響が懸念されるため、協会として注視している状況が説明された。今回12月13日の学校法人のガバナンス改革会議の答申では理事・監事の改革については若干弱まっているものの、評議員会の強化等の提言は、今年の公益法

人ガバナンス改革の報告そのままであった。12月3日に開催された学校法人ガバナンス改革会議は紛糾したが、それについては、翌4日の新聞各紙で報じられている。マスコミ報道や文科省、改革会議関係者のコメントなど情報が錯綜しており、どれが真かは不明である。ただ、立法化など具体的な動きにはまだ時間がかかると思われ、協会としては状況をみて行動に移すこととしたい、とのことであった。

本件に関して、次の意見があった。

(太田理事) 自分も12月3日にオンライン視聴をした。公益法人制度を参考に議論がされているようだが、委員全体が公益法人制度についての知識が乏しく、具体例に対して中央大学の野村委員がその場で六法を調べたりしながらの議論もであった。公益法人制度に精通している学者や実務家の参加など、公益法人協会が何らかの働きかけをすればよかったと思う。非営利組織ガバナンス問題の中心であった塩崎氏の引退という自民党内部の変化もあるが、公益法人制度改革への影響は確かに若干弱まってきたような印象を受けた。しかし、答申書資料では依然公益法人制度との関連についても言及されているので、静観せず、パブコメが行われるとしたらその前に自民党への働きかけをしてもよいのではないか。

(養理事) 太田会長同様に審議会の視聴をしていたが、学校法人ガバナンス改革の審議では、評議員会での中期計画議決について言及していた。公益法人でも必要であると思うので、そこは前向きに捉えてよいのではないか。

③ 「公益法人のためのESG投資研究会」設置と講演会、新春特別講演会(鈴木副理事長)

報告によると、公益法人のESG投資に対する理解促進等を目的にESG投資研究会を設置、メンバーは一般公募とし、秋山評議員やトヨタ財団、セゾン文化財団も参加の上、10月に開始した。現在は第一段階としてESG投資への理解を深め、今後第二段階として4月以降、公益法人専用ファンドの可能性等を検討する予定である。また、10月15日には粟津久乃氏と水口剛・高崎経済大学学長を講師に、特別講演会をハイブリッド形式で開催した。今後は、例年1月に実施している新春特別講演会にてESG投資に関連して、専門家より科学的に地球温暖化についてご講演をいただく予定とのことであった。

本件に関して、次の質疑応答があった。

(片山理事) ESG投資に対する公益法人協会の基本的スタンスはいかがか？

今後、公益法人のESG投資を推進するのか？

(鈴木副理事長) 全体で二十数兆円の資産を持っている公益法人界が、投資の選択肢の一つとして、世間で騒がれているESG投資について理解を深めるため、また社団法人を中心にESG活動そのものが拡大している現状もあり、ある法人から縁あって助成もいただけることから純粋な研究に取り組む予定

である。したがって、特定の証券会社等の営業に協力する等投資を推進する、ということでは決してない。

(片山理事) 公益法人が投資する際に、投資先の社会との関係性に留意すべきというのは、思想や哲学としては共感できるが、実際問題として多くの法人は投資専任の職員は置いておらず、各々の投資先の社会との関係を独自に調査することはできないので、ESGを謳った投資信託やESGのインデックスに連動したETFを購入する程度である。また、社会的企業だからといって投資価値があるとは限らず、日経400の例を見ても採用基準が多くなると銘柄の入れ替えも激しくなり、結局(TOPIX等の)インデックスに負けてしまう。結果的に公益法人ではなくコンサルや投信会社等の第三者の利益にかなりかねない危惧もある。ただ、自分は公法協が推進の旗振りをするには懐疑的であるが研究すること自体は良いと思う。

(鈴木副理事長) 公法協としては研究助成が得られたこともあり、あくまでもESG投資を純粹に研究し、机上のみでもファンド検討をするという姿勢であり、ESG投資を積極的に展開するというものではない。現実には、公益目的事業として内閣府が公益認定しないのではないかとの議論も、研究会では行われている。

(雨宮理事長) 公益法人の資産は約28兆円あると言われているが、そのほとんどは9,500ほどの団体の総資産であり、すべてが投資を行っているわけではない。それぞれ資産運用に対する考えも違うと思う。また、環境に配慮した先に投資することと、投資をすることを社会貢献とするかは、別の問題であると思う。

(太田理事) 自分も片山理事と同意見で、公法協がESG投資に特化した研究会立上げることには違和感があり、むしろSDGsの研究に力を入れていただきたいと思った。

(蓑理事) ESG投資については、実際は投資先のガバナンスやディスクロージャーへのアセスメント等が問題とされているのではないだろうか。研究会では、そういった問題も議論していただきたい。新春講演会のテーマについては、講演内容は今年のノーベル賞受賞者の真鍋博士によって証明されており、出遅れ感があるのでは？

(鈴木副理事長) 新春講演会については、現状欧米ではCo₂排出権等の事情もあってCo₂研究は高度化しているが、まだまだ色々な意見もあるので、科学的な根拠に基づいた理解を深めるという趣旨で、開催したい。研究会はESGそのものについては政府や信託協会等の研究を受ける形で良いと思うが、その上で具体的に公益法人の投資はどうすべきか、という内容を考えている。

④ 東アジア市民社会フォーラム(雨宮理事長)

報告によると、本年は11月5日、オンラインにて「ソーシャルワークにおけ

る市民社会参画の政策とその実践」と題し、開催された。過去12年間、日中韓3か国の持ち回りで開催していたが、本年は中国国内情勢の関係で中国主催となり、日韓がオブザーバーとして、当初予定を急きょ変更しての開催となった。中国側90名、韓国側35名、日本側15名の計140名の参加となり、中国側からはソーシャルワークの基調講演や中国での現状報告、韓国側からはポストコロナ時代の企業の社会貢献（CSRやCSV、CSC(civil society choice)）について報告された。日本側よりは地域共生についての基調講演やコロナ禍における子ども食堂等の実例が報告された。また、韓国提案で社会貢献活動に対する表彰も行われ、日本側からは明治生命の青木氏、庭野平和財団の1個人・1法人が表彰された。順番では来年は日本主催となるが、公法協は創立50周年記念事業があり、コロナ禍の影響もあるので、テーマ、方法など検討していきたい。

本件に関して、次の意見があった。

(太田理事) 来年度は50周年記念事業とも競合し、主催することに事務的に困難な事情もあるが、3年に一度の日本主催の番だから、公法協には頑張ってもらいたい。今年のパフォーラムに参加したが、発表はもちろんだが、通訳等のロジスティックがとても良かったと思う。中国の国内情勢等の問題があったようだが、その状況の中でも中国の主催団体がとても頑張っていたと感じた。

⑤ 改正・公益通報者保護法(鈴木副理事長)

報告によると、法律は令和2年6月に成立し、同3年8月に消費者庁より指針が出され、その後に指針の解説も公表された。今後は指針を受けてガイドラインが出される予定であり、法律の施行は来年6月の見込みである。公益法人協会は消費者庁とすでに調整をしており、今後解説の講演会を行う予定。法律そのものや指針、その解説は配布資料を参考としていただきたい、とのことであった。

⑥ Webセミナーの進捗と収益(鈴木副理事長)

報告によると、理事会等ですでにオンライン開催につきご意見をいただいていたが、本年度はセミナー事業にて順次、オンライン、オンデマンドを導入した。当協会では経費や技術の面から、オンデマンド方式を主体としているが、条件次第でオンラインも併用している。収支からみるとオンデマンド方式では経費が縮小され、よい結果となっている。ただし、参加者アンケートでは実開催希望も依然としてあり、来年度の事業計画立案の参考としたい、とのことであった。

⑦ 「マスコミ懇談会2021」の開催(長沼理事)

報告によると、本年は10月7日午後に仏教伝道センター7階で、内閣府公益認定等委員会の動向と、公益法人協会の企画であるESG特別講演会の紹介を

テーマに開催した。公益法人ガバナンス有識者会議報告書後の動向を中心に、会計研究会でのヒアリング等について説明及び意見交換を行った、とのことであつた。

⑧ 令和4年度税制改正等に関する要望（長沼理事）

報告によると、7月19日に内閣府に同要望書を提出、併せて与野党にも送付した。8月末に各省庁より税制改正要望が出そろつたが、貸与型奨学金消費貸借契約に係る印紙税非課税措置については内閣府と文科省の共同で財務省へ要望された。また、例年10月末頃から行われている各政党によるヒアリングは、本年は10月末の衆議院議員総選挙の影響で遅れ、11月25日に自民党のみが実施された。当協会では鈴木副理事長から、(1)コロナ禍が及ぼす影響に関する要望、長沼から(2)令和4年度税制改正に関する要望を行った。(2)については「大規模災害等、天災発生時における指定寄付金の制度化」、「改正公益信託法の早期成立と税制の見直し」「貸与型奨学金消費貸借契約の印紙税非課税恒久化」にポイントを絞つた。その後、12月10日に与党税制改正大綱が公表され、前述の印紙税非課税措置が3年の延長措置として盛り込まれた。また、労働者協同組合法の税制措置が盛り込まれ、法人課税は一定の要件の下、収益事業から生じた所得以外の所得について非課税とするほか、軽減税率、寄附金の損金不算入制度を除き、「公益法人等」並みとなることとされた。公明党及び立憲民主党のヒアリングは実施されず、11月18日に要望書を再送した。国民民主党は、与党税制改正大綱をすでに公表しているが、ヒアリングを12月16日に行う予定、とのことであつた。

⑨内閣府「公益法人の会計に関する研究会の動向」ヒアリング（長沼理事）

報告によると、研究会では現行の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に名称変更を決めているが、昨年度検討された結果、名称のみではなく記載内容も一部変更するという結論が出ていた。本年度は内容検討となり、9月9日に公益法人協会として雨宮理事長、鈴木副理事長が内閣府のヒアリングを受けた。また同日、慶應義塾大学の会田一雄名誉教授がコメントし、その後10月4日には公益財団法人中谷医工計測技術振興財団がヒアリングに呼ばれている。「指定正味財産の扱い」、「事業費・管理費の形態別分類、機能別分類」「活動計算書の様式例の考え方」等、基本的には当協会と同意見とみられる。まだ議事録等は公開されていないが、11月にヒアリングを受けた日本財団の担当者によると、公益法人協会の主張と同様の意見を主張したようである。内閣府では年度内で中間報告を取りまとめ、次年度以降は貸借対照表等ほかの財務諸表等の影響や認定・監督との関係について整理、検討を予定している、とのことであつた。

本件に関して、次の質疑応答があつた。

(太田理事) 資本性劣後ローン導入の提案については賛成だが、少人数私募債での劣後債券についても、金融機関からの劣後ローン借入れより寄附者から一種の寄附として集めやすいのではと考えるので、公益法人の資金調達の方法として導入を推進していただきたい。

⑩ 創立 50 周年記念事業の進捗と資金調達(長沼理事)

報告によると、現時点での寄附状況は個人で 13 件、団体で 110 件、合計額は 994 万円である。事業としては、記念シンポジウムは来年 10 月 18 日午後、一ツ橋の日本教育会館一ツ橋ホールで開催する予定であり、企画骨子は現在作成中で、登壇者への依頼も開始している。記念出版については雨宮理事長を中心に執筆準備中、また、年史は太田会長を中心に原稿執筆中という状況である、とのことであった。

⑪ 監事会報告(雨宮理事長)

報告によると、12 月 1 日に開催された本年度第 2 回の監事会において、上期の事業、財務の状況等について報告し、特に問題は見られなかったとのことであった。また、税額控除申請の経過報告では、中田監事より公益財団法人における賛助会費の寄附性を主張して欲しいこと、オンライン等を利用した若年層への働きかけをとの意見と、平川監事より提言活動が会員増強に繋がるので積極的な広報活動を、との意見があったことが説明された。

⑫ その他職務執行状況等(雨宮理事長)

上記⑩までに報告を含めた職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告内容は公 1「普及啓発」(出版、Web、シンポジウム、国内外連携、メディア対策)、公 2「能力開発及び経営・運営支援事業」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険)及び公 3「調査研究・提言」(各種研究会、専門委員会、提言・要望活動)、「法人管理」(役員会、会員、社内システム)であった。特に「法人管理」では前出の税額控除証明の更新申請について説明があり、本年 6 月末の期限前に更新の申請を行ったが、公益認定等委員会事務局より会費の対価性の判断のため、過去 5 年間の資料提出を求められ、その内容は公益財団法人で会員制度を有する法人は対象となる可能性がある旨の説明があった。現在内閣府と調整を継続中である。

また、先週末に内閣府公益認定等委員会より令和 2 年の公益法人の概況が発表されたが、公益法人数は 9,614、微増である。うち新たな公益認定は 77 法人だが、解散等もあるので実数は増加していない。公益目的事業費用額は 5 兆 448 億円と前年度より増加しているが、公益法人の活動は周知されていない、とのことであった。

本件に関して、次の意見及び質疑応答があった。

(太田理事) 税額控除については公法協の要望活動により獲得した重要な成果であり、そもそも財団法人の会費は対価性はないので、所得控除は当初から認め

られており、今回もぜひ主張してもらいたい。
(田中理事) 税額控除について、助成財団センターも 11 月末期限の更新時に同様の
状況であったが、追加資料提出後、10 月 20 日付で承認を受けた。
(雨宮理事長) 公益法人協会も引き続き、頑張りたいと思う。

また、長沼理事より、2022 年度事業計画書及び収支予算書等の承認に係る次回理事
事会が 3 月 3 日(木)15 時より、仏教伝道センタービルにて開催されることが、本日
第 1 号議案にて承認された次回評議員会開催とともに報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17 時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押
印する。

2021 年 12 月 13 日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 平川 純子